

仕 様 書

件名	放射線治療装置解体業務
調達数量	一 式

1. 業務概要

- 1-1 宮崎県立日南病院の放射線治療装置の運用停止に伴う既存放射線治療装置の解体、撤去を行うものであり、法的対応の支援を含む計画を策定し、円滑かつ確実に業務を実施すること。

2. 業務期間

- 2-1 業務の期間は、契約締結の翌日から令和7年12月28日までとする。
- 2-2 作業時間は原則8時30分～17時までとする。
車両及び作業員の入場に関しても午前8時30分以降とする。
上記時間外については当院と協議の上、実施すること。
- 2-3 業務着手から完了までの工程表を作成し、具体的な日程は当院と協議の上決定すること。

3. 履行場所

- 3-1 施設名：宮崎県立日南病院
- 3-2 搬出場所：宮崎県日南市木山1丁目9-5（既存病院敷地内）
- 3-3 構造：地上1階、放射線科リニアック室

4. 業務範囲

- 4-1 装置解体搬出
- 4-2 放射化物の抽出
- 4-3 管理区域廃止に伴う汚染検査作業
- 4-4 放射線治療装置廃棄に伴うPCB含有調査
- 4-5 空冷式冷水装置(チラー)撤去、解体作業
- 4-6 管理区域廃止に伴う法的対応業務
- 4-6-1 放射性同位元素等規制法(以降「RI法」という)に基づく対応
- 4-6-2 医療法(厚生労働省)に基づく対応
- 4-6-3 電波法(総務省)に基づく対応

5. 業務内容

- 5-1 装置解体搬出は、以下の要件を満たすこと。
- 5-1-1 別紙に記載する装置及び付随する廃棄物をRI協会のRI廃棄物定期集荷(11月)に合わせて、解体搬出を行うこと。
- 5-1-2 病院と協議の上、解体搬出の期間を決定すること。
- 5-1-3 装置解体に伴い、間仕切り（壁）を撤去すること。
- 5-1-4 床、壁、天井等に固定されている廃棄物においては、取り外しも行うこと。
- 5-1-5 撤去後にアンカーボルト等が突出して残る場合は根元で切断し安全な状態とすること。

- 5-1-6 装置等の搬出に必要な扉及び外壁の解体を含むこと。
外部に面し開口した部分は、石膏ボード又は合板等で塞ぎ、外部からの侵入防止を行うこと。
- 5-1-7 本体と冷却器が配管で接続されている機器は、冷媒ガスを回収してから切り離すこと。
- 5-1-8 給水、給湯、給蒸が接続されている装置に関しては、最寄りのバルブを閉じてから切り離し止水プラグを設置すること。また撤去後に装置周辺や廊下等を濡れたままにしないこと。
- 5-1-9 電気が開閉器等で接続されている装置に関しては、最寄りの開閉器を閉じてから切り離すこと。配線で切り離す場合は残る配線に絶縁処理を行うこと。
- 5-1-10 冷却液(油水等)を使用する装置に関しては、居室より搬出する前に摘出するか漏洩飛散の対策を講じてから搬出し、廊下や屋外を汚染しないこと。
- 5-1-11 産業廃棄物処理業者は、当院が別途契約する。
- 5-1-12 産業廃棄物の引き渡し場所は既存病院敷地内(屋内、屋外)とする。
- 5-2 放射化物の抽出は、以下の要件を満たすこと。
 - 5-2-1 装置解体時に、学会標準で指定された放射化物を抽出すること。
 - 5-2-2 放射化物は、RI協会指定のドラム缶(5缶)に1缶60kg以内(缶重量込み)に収納すること。
 - 5-2-3 抽出した放射化物の重量及び線量率を測定、放射エネルギーを算出し、RI協会指定用紙への記入を支援すること。
 - 5-2-4 RI協会のRI廃棄物定期集荷については、当院が契約を行い処理をする。
- 5-3 管理区域廃止に伴う汚染検査作業は、以下の要件を満たすこと。
 - 5-3-1 管理区域より搬出する物品については、汚染検査を行い、有意な汚染のないことを確認した上で、搬出すること。また、管理区域を廃止するため、管理区域内の汚染検査も同様にすること。
 - 5-3-2 有意な汚染が確認された場合、除染もしくはRI廃棄物としての処分を行うこと。
 - 5-3-3 作業報告書は、廃止措置報告書の添付書類として利用できるように作成すること。
- 5-4 放射線治療装置廃棄に伴うPCB含有調査は、以下の要件を満たすこと。
 - 5-4-1 放射線治療装置廃棄に伴うPCB含有調査を行い、調査書を提出すること。
- 5-5 空冷式冷水装置(チラー)撤去、解体作業は、以下の要件を満たすこと。
 - 5-5-1 空冷式冷水装置(チラー)の撤去、解体作業を行うこと。
 - 5-5-2 配管を切り離し、止水プラグ施工を行うこと。
 - 5-5-3 特定抹消物質の回収及び破壊の適正な処理の促進に関する法律等に関連法令に基づき冷媒回収作業を行うこと。
- 5-7 管理区域廃止に伴う法的対応業務は、以下の要件を満たすこと。
 - 5-7-1 放射性同位元素等規制法(原子力規制委員会)に基づく対応に関すること。
 - 5-7-1-1 許可使用廃止届の案及び正式版の作成を支援すること。
 - 5-7-1-2 廃止措置計画書の作成を支援すること。

- 5-7-1-3 措置報告書の作成を支援すること。
- 5-7-2 医療法等対応（厚生労働省）に関すること。
- 5-7-2-1 診療用高エネルギー診療放射線発生装置廃止届の作成を支援すること。
- 5-7-3 電波法関連（総務省）に関すること。
- 5-7-3-1 高周波利用設備変更届の作成を支援すること。

6. 業務内容に関する基本的事項

- 6-1 装置の解体及び搬出等は、以下の要件を満たすこと
 - 6-1-1 養生、解体、搬出等に掛かる費用の一切を含むこと。
 - 6-1-2 装置の解体及び搬出にあたり必要な物品を含むこと。
 - 6-1-3 装置の解体及び搬出にあたり作業に必要な物品は、搬入前に現地下見を実施すること。
 - 6-1-4 当院の定める日時までに、すべての作業を完了させること。
 - 6-1-5 装置の解体及び搬出に際して、必要な届出、検査、書類作成も本調達に含むこと。
 - 6-1-6 装置の解体及び搬出にあたって、当院の担当者と十分協議を行うこと。
 - 6-1-7 装置の解体及び搬出にあたり、周辺機器の移動、廃棄等については当院の指示に従うこと。
 - 6-1-8 放射性同位元素等の規制に関する法律第28条1項に定める『使用の廃止等に伴う措置等』を行うこと。
 - 6-1-9 放射性同位元素等による汚染の除去を目的として、測定、算出等の測定業務を関連法令に基づいた適切な方法で行うこと。
 - 6-1-10 使用する測定器は1年以内に校正されたものを使用し、その校正証明書を報告書に添付すること。
 - 6-1-11 残置物品の取り扱いにおいて、情報漏えいや紛失等を防止する管理を行うこと。
 - 6-1-12 搬出にあたり分解、解体が必要な廃棄物においては、その作業も行うこと。
 - 6-1-13 当院の管理台帳にある物品を廃棄する場合は、当院が用意するフォーマットを使用した台帳を作成し成果物として提出すること。
 - 6-1-14 対象となる各部屋の作業前、作業後の写真を撮影し、対比して確認が可能な資料を成果物として提出すること。
 - 6-1-15 廃棄物に所有者等の表示及び所有者を特定し得る情報の貼り付け及び記載がある場合は、引き渡し後すぐに消去すること。
 - 6-1-16 アスベストを含む可能性のあるものは、当院担当者に連絡すること。
製品の撤去にあたる解体は、飛散しないように適切に行うこと。
 - 6-1-17 大型車両及び重機の入退場の際には、来院者の交通を妨げないような配慮をすること。
 - 6-1-18 作業中に異常があった場合は、責任者へ直ちに報告し、別途協議のうえ対応するとともに、本委託業務後には、完了報告書（汚染検査を含む）をはじめ、必要な書類を提出すること。
 - 6-1-19 リニアック室及び操作室に入室する作業従事者（入室する可能性のある作業従事者を含む）の放射線管理を行うこと。
 - 6-1-20 騒音・振動等が発生する場合は、事前に許可を得ること。
 - 6-1-21 作業場所の安全確保には、十分注意すること。
 - 6-1-22 作業に起因する物品等の破損は、責任をもって補修すること。
 - 6-1-23 火気を使用する場合は、事前に許可を得ること。
 - 6-1-24 搬出作業については、病院業務に影響のないよう実施すること。

- 6-1-25 作業員の感染症への対応を厳重に行うこと。
- 6-1-26 作業員の手洗い及び便所は指定された場所を使用すること。
- 6-1-27 専門的な業務を再委託する場合は、当院の許可を得るとともに、業務に必要な資格等を確認するなど、再委託先の管理についても責任を持って行うこと。

7. 実施体制

- 7-1 総括責任者及び主担当者は本業務を遂行する上で必要な日本語力を有すること。
- 7-2 作業員は全員が日常会話相当の日本語力を有すること。
- 7-3 作業員は全員が日常会話相当の日本語力を有すること。

8. 本業務に関する各種作業結果の報告

- 8-1 作業開始前日において、当日の作業従事者名簿、車両数、作業計画の変更の有無について当院に報告すること。
- 8-2 作業当日の進捗状況について、随時当院に報告すること。
- 8-3 緊急時における社内連絡体制を確立し、異常発生時の対応に万全を期すこと。

9. 事故防止及び補償

- 9-1 受注者は本業務の実施にあたっては関係法令等を厳守し、事故防止に万全の注意を払わなければならない。
- 9-2 万一、下記に掲げる事故が受注者の責任下にて生じた場合は、直ちに当院に報告するとともに、被害の補償等については全て受注者の責任において処理すること。
 - (1) 患者、来院者、病院職員及びその関係者、受注者の作業従事者並びにその他第三者の人身事故
 - (2) 作業車両等による全ての車両事故
 - (3) 敷地内通路の縁石、植栽及び建物とそれに付随する設備に対する事故
 - (4) その他受注者の管理責任に基づく事故

10. 厳守事項

- 10-1 作業員に対し作業内容を周知させるとともに、安全かつ円滑に作業ができるよう事前教育を徹底させること。
- 10-2 本業務に関係のない場所及び部屋に立ち入らないこと。
- 10-3 業務期間中は、常に規律正しく、患者、当院職員、来院者及び第三者との間にトラブルが発生しないよう、言語及び態度に注意を払うこと。
- 10-4 当院が貸与した図面等の資料は、業務終了後速やかに返却すること。
- 10-5 当院の設備等を利用する際は、丁寧に取り扱うこと。
- 10-6 当院敷地内では、喫煙、飲酒、寝泊りを禁止とする。
- 10-7 業務上知り得た事項を他に漏洩しないこと。

11. 協議事項

- 11-1 平日日中は病院外来業務が稼働中であることから、特に機材の搬入及び装置等の搬出については当院と協議の上、日時の調整を行うこと。
- 11-2 その他、本仕様書に定めのない事項については、当院受注者協議の上決定すること。
- 11-3 日程の変動については、協議の上、対応すること。

12. その他

- 12-1 当院の指示に従い、誠実かつ良心的に業務を遂行すること。
- 12-2 本業務実施にあたり本仕様書に明記なきものでも技術上・構造上・美観上当然必要なものは、当院の指示に従い積極的に業務を行うものとする。なお、この場合の費用も本業務に含むこと。
- 12-3 当院より指示のあった書類については、提出すること。

5-1装置解体搬出で解体搬出の対象とする装置

- 1 放射線治療装置(Elekta Synergy)
- 2 電位計(東洋メテック RAMTEC SMART)
- 3 ファーマ形線量計(PTW TN30013)
- 4 平行平板形線量計(IBA PPC40)
- 5 マクロ形線量計(PTW TN31016)
- 6 レーザー(竹中オプティック PLM-2-08 CTS01)
- 7 Wing Board(CIVCO MTWB09)
- 8 Breast Board(CIVCO MT400)
- 9 頭部固定具(CIVCO MT20100CF)
- 10 頭部固定具(CIVCO オーバーレイボード 20CFHNSUB2)
- 11 ImagePro QAファントム(ファントムのみ、PCと解析ソフトなし)
- 12 その他周辺機器